

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

(2025年8月1日現在)

1 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 あさひ会
代表者役職・氏名	理事長 渡邊 貞義
本部所在地・連絡先	福島県西白河郡矢吹町文京町226 電話 0248-44-4111 F A X 0248-44-4116

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号 事業の実施地域

事業所名	指定訪問リハビリテーション事業所 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 介護老人保健施設 南東北プロヴィデンス
------	--

所在地・連絡先	福島県西白河郡矢吹町文京町226 電話 0248-44-4111 FAX 0248-44-4116
---------	--

事業所番号	福島県 0752880047号
-------	-----------------

管理者氏名	渡部 恭行
-------	-------

通常の実施地域は、矢吹町全域、白河市内、西白河郡内、石川郡内、東白川郡内、岩瀬郡内の地域とする。

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的

要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し指定(介護予防)訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とします。

(3) 運営方針

- ①要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図るよう努めます。
- ②要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ③利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。

- ④事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束の適正化、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、全職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ、利用者の意志及び人格を尊重したサービスの提供に努めます。
- ⑤事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けられることができるよう、できる限り努めます。
- ⑥感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ⑦（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

（４）施設の職員構成及び職務

一 管理者（医師）１名（常勤医師）

管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、職員に必要な指揮命令を行います。

二 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士１名以上

（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）

医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行います。

（５）職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯 （午前８：３０～午後５：００）
理学療法士	正規の勤務時間帯 （午前８：３０～午後５：００）
作業療法士	

（６）営業日及び営業時間

< 1 > 営業日：営業日は月曜から土曜日までとします。

ただし、祝日及び年末年始（１２月３１日から１月３日）は除きます。

* 居宅サービス計画により営業日以外でもサービス提供を行う場合があります。

< 2 > 営業時間：営業時間は午前８時３０分から午後５時までとします。

（７）通常の実施地域

通常の実施地域は、矢吹町全域、白河市内、西白河郡内、石川郡内、東白川郡内、岩瀬郡内及び事業所が提供可能と判断した地域とします。

※通常の実業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しません。

3 サービス内容

- (1) 理学療法士や作業療法士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものになるように、身体面・精神面・社会的側面等からサービスの提供を医師の指示に基づき行います。
- (2) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。

《手順》

- ①. 利用の申込
- ②. 医師からの指示
- ③. 心身の状況等の把握
- ④. リハビリテーションカンファレンスの実施
- ⑤. 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取り【義務化】
- ⑥. リハビリテーション計画の作成
- ⑦. 利用者・家族への説明と同意
- ⑧. リハビリテーションマネジメントに基づくリハビリテーションの実施
- ⑨. 関連機関への情報提供（Webシステム等のICTの活用含む）

4 健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気の際は、サービス提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスの変更または中止をすることがあります。その場合は、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

5 サービス内容に関する相談・苦情等の連絡窓口

①当事業所ご利用相談・苦情等担当

- ◆担当職種 リハビリテーション職員
- ◆ご利用時間（祝日を除く平日の）午前8時30分から午後5時
- ◆ご利用方法 電話 0248-44-4111
面 接 介護老人保健施設南東北プロヴィデンス 内
他、「ご意見箱」を事業所内に設置しています。
- ◆苦情受付責任者 施設長 渡部 恭行

②その他当施設以外に、下記の機関でも相談・苦情等を受け付けています。

< 1 > 矢吹町役場保健福祉センター

- 住所 : 福島県西白河郡矢吹町一本杉101
- 電話 : 0248-42-2111（役場代表）
- 電話 : 0248-44-2300（保健福祉課直通）
- 受付時間：午前8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

< 2 > 福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

住所 : 福島県福島市中町3-7

苦情相談窓口専用電話:024-528-0040

受付時間: 午前9時~午後4時まで(土・日・祝日を除く)

< 3 > 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会

住所 : 福島市渡利字七社宮 111

電話 : 024-523-2943

受付時間: 午前9時~午後5時まで(土・日・祝日を除く)

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

(2025年8月1日現在)

1 利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

事 項	内 容
訪問リハビリテーション 計画の作成及び事後評価	<ul style="list-style-type: none">・リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握します。・医師及び理学療法士、作業療法士が、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーション計画を作成します。・利用者またはご家族に対し、リハビリテーション計画の内容等について説明し、同意を得た上で交付します。・リハビリテーション計画の策定にあたっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成します。・リハビリテーション会議をテレビ電話装置等活用して行う場合には、利用者等の同意を得て行います。・サービス提供の目標の達成状況等を随時評価しその結果を記録に保持します。
従業員研修	年1回以上、必要に応じ実施します。

3 利用料金

(1) 基本料金（介護保険給付の自己負担額、1割・2割・3割負担の場合）

※（1回20分以上のサービス、1週に6回が限度）

① 利用料（要介護）

・訪問リハビリテーション費（20分実施）
1割負担・2割負担・3割負担
308円・616円・924円

② 利用料（要支援）

・介護予防訪問リハビリテーション費（20分実施）
1割負担・2割負担・3割負担
298円・596円・894円

(2) 加算料金（1割・2割・3割負担の場合）

①（要介護・要支援共通）

・短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）

退院（所）日または認定日から起算して3月以内の期間

※ 退院（所）に限り、1回20分以上のサービス、1週に12回まで可能）

1割負担・2割負担・3割負担
200円・400円・600円

・サービス提供体制強化加算（1回につき）

※利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、
勤続年数が3年以上の者が1名以上在籍する場合

1割負担・2割負担・3割負担

サービス提供体制加算（Ⅰ）
6円・12円・18円

サービス提供体制加算（Ⅱ）
3円・6円・9円

・退院時共同指導加算（当該退院につき1回）

※退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に

初回の訪問リハビリテーションを行った場合
600円・1200円・1800円

②（要介護）

・リハビリテーションマネジメント加算（1月につき）

※指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その
他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、

リハビリテーションマネジメントとして次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1割負担・2割負担・3割負担

リハビリテーションマネジメント加算（イ）
180円・360円・540円

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）
213円・426円・639円

さらに事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

270円・540円・810円

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)

退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度

240円・480円・720円

・移行支援加算(1日につき)

17円・34円・51円

※指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、所定単位数を加算する。

・口腔連携強化加算(1月に1回限り)

※口腔の健康状態評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合

50円・100円・150円

③(要支援)

・口腔連携強化加算(1月に1回限り)

※口腔の健康状態評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関(連携して対応する必要がないと認められた場合は除く。)及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合

50円・100円・150円

(3) 減算料金(1割・2割・3割負担の場合)

①(要介護・要支援共通)

・高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

・業務継続計画未策定減算

所定単位数の100分の1を減算

・事業所の医師の診察未実施減算(1回につき)

500円・1000円・1500円

<減算を適用しない要件>

- (ア) 医療機関に入院し、当該医療機関の医師が診療を行い、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリの提供を受けた利用者
(イ) 当該利用者の退院日から1月以内の訪問リハビリの提供

②(要支援)

・12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は減算(1回につき)

300円・600円・900円

<減算を適用しない要件>

- (ア) 3月に1回以上、リハビリ会議を開催し、会議の内容を記録・共有し、介護予防リハビリテーション計画を見直す。
(イ) リハビリ計画書を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。

参考：1割負担の場合 (要介護) 40分実施にて・・・628円

60分実施にて・・・942円

(要支援) 40分実施にて・・・608円

60分実施にて・・・912円

※但し、制度改正に伴い65歳以上の方で一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割もしくは3割になります。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(4) 交通費

無料です。

(5) その他の料金

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となりますので、ご了承ください。

訪問する際は車にて訪問致しますので、車輛の駐車スペースの確保をお願い致します。駐車スペースが確保できない場合は、付近の公共・民間駐車場を利用致しますが、その料金につきましてはお客様での負担となりますので、ご了承ください。

(6) キャンセル料

利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。但し、ご利用当日の午前8時30分までに連絡をいただけるようお願い致します。

(7) 利用料等のお支払い方法

事業所は、当月末締め合計料金を請求書に明細します。当事業所から請求書金額のお知らせや請求書の送付はしませんので請求金額は施設受付窓口またはお電話でお問い合わせください。

毎月27日または28日に口座引き落としの方法で支払います。

※27日又は28日が日曜日若しくは休日の場合、翌営業日とします。

事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人に対し領収書を発行します。